

令和7年度 第3回静岡市債権管理委員会

令和8年1月29日(木)
14:00~15:30 市長公室

次 第

- 【議題1】 (仮称)静岡市行財政改革推進プランに係る目標収納率について…資料1
- 【議題2】 令和8年度静岡市債権管理委員会事業計画について …資料2
- 【議題3】 債権の放棄に関する審議について …資料3及び議案書
- 【報告】 静岡市債権管理委員会設置要綱の改正について …資料4

静岡市債権管理委員会委員名簿

(令和7年4月1日現在)

委員長	副市長	大石 貴生
委員	財政局長	野村 一正
同	葵区長	村松 正博
同	駿河区長	秋山 知
同	清水区長	長澤 秀紀
同	保健福祉長寿局長	山本 哲生
同	こども未来局長	萩原 祥古
同	上下水道局長	大石 一誠

(仮称)静岡市行財政改革推進プランに係る目標収納率

資料 1

市 税		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	99.15	99.25	99.32	99.34	—	—	—	—								
	現年分	99.59	99.62	99.63	99.64	—	—	—	—								
	滞納繰越分	46.95	47.58	47.15	49.65	—	—	—	—								
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	99.25	○	99.38	○	99.32	○	99.34	→	99.36	—	99.38	—	99.40	—	99.40	—
	現年分	99.62	○	99.70	○	99.63	○	99.65	↑	99.67	—	99.69	—	99.70	—	99.70	—
	滞納繰越分	49.06	○	53.50	○	47.15	○	46.87	↓	45.62	—	44.32	—	43.90	—	42.11	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成:【4位】		達成:【3位】		(見込)達成		目標値据置き		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分収納率及び滞納繰越率については、11月末時点の収納率から推計した。 ・令和6年度の実績値から定額減税等の影響(特殊要因)を除き設定した令和7年度の目標値と同率を見込む。 															
R8目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・合計収納率は、現年課税分の早期完結を進めることにより、令和7年度を0.02ポイント上回る99.34%とする。 ・現年分収納率は、特殊要因のある年度を除いた過去4年間の平均で前年度を0.0175ポイント上回っているため、令和7年度を0.02ポイント上回る99.65%を目標値とする。 ・滞納繰越分収納率は、令和7年度収入未済額と過去3年間の平均で算出した不納欠損額から滞納繰越調定額を見込み、合計収納率の目標達成できる数値を目標値とする。 															
R9~R12目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・政令指定都市の中で合計収納率3位以内を維持していくため、前年度を0.02ポイント上回るペースで目標値を設定し、令和11年度に合計収納率99.40%を達成する。 															

国民健康 保険料(税)		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	87.64	88.48	89.24	89.76	—	—	—	—								
	現年分	94.88	95.34	95.44	95.54	—	—	—	—								
	滞納繰越分	22.71	23.97	24.48	24.98	—	—	—	—								
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	87.73	○	88.57	○	88.05	×	88.07	↓	88.09	—	88.12	—	88.14	—	88.16	—
	現年分	94.93	○	94.75	×	94.58	×	94.63	↓	94.68	—	94.74	—	94.79	—	94.84	—
	滞納繰越分	22.87	○	24.30	○	21.54	×	22.07	↓	22.61	—	23.14	—	23.68	—	24.21	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成:【7位】		達成:【6位】		(見込)未達成		目標値下方修正		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分は、口座振替や年金からの特別徴収による収納割合が減少傾向にあることや、被保険者数の減少に伴い一人あたりの保険料負担額が増加傾向にあることなどにより収納状況が悪化しているため、目標値を下回る見込みである。 ・滞納繰越分は、令和6年度現年分の目標未達の影響で、新規繰越額が増加したため、目標値を下回る見込みである。 ・現年分は、初期滞納者への早期催告や、口座振替の加入勧奨などの量的滞納整理の取り組みを加速し、滞納繰越分は、約束不履行者に対する迅速な差押え処分の実行など、滞納処分の方法を最適化することで、収納率の目標達成を目指す。 															
R8目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の状況から、これまでの第4次行財政改革前期実施計画の目標を達成することは困難と考える。 ・上記の「令和7年度の収納見込みの背景」を考慮し、令和4年度当初に第4次行財政改革前期実施計画を策定した際の目標値を本推進プランの最終目標値に設定し、令和8年度から12年度までの5年間でこの目標の達成を目指す。 															
R9~R12目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・目標の指標として、合計は政令市中6位を、現年分は政令市中5位を、滞納繰越分は政令市中12位をそれぞれ維持するために必要な収納率を目標とする。 															

後期高齢者医療保険料		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
	現年分	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
	滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—							
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	98.81	—	98.73	—	98.78	—	98.79	—	98.80	—	98.81	—	98.82	—	98.83	—
	現年分	99.33	—	99.21	—	99.22	—	99.23	—	99.24	—	99.25	—	99.26	—	99.27	—
	滞納繰越分	45.58	—	40.27	—	42.00	—	42.01	—	42.02	—	42.03	—	42.04	—	42.05	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		—:【15位】		—:【15位】		—		—		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		・令和6年度の徴収実績に基づき、令和7年度の徴収率を推計した結果、令和6年度の実績値と同程度と見込んだ。															
R8目標設定の理由		・現年分については、R4から徐々に下降している収納率を上昇傾向に転換し、政令市中15位を維持するため、口振勧奨の強化及び標準化システムの導入によるコンビニ収納を開始することにより、毎年度0.01ポイントずつ上昇させることを目標とした。(R2:99.38%、R3:99.38%、R4:99.35%、R5:99.33%、R6:99.21%)															
R9~R12目標設定の理由		・滞納繰越分については、過去5年間で最大値と最小値の差が10ポイント以上あるなど振れ幅が大きく、R6からは下降に転じている収納率を上昇傾向に転換し、政令市中8位を維持するため、財産調査を徹底し、その結果によって差押や処分停止など適切な滞納処分を行うことにより、毎年度0.01ポイントずつ上昇させることを目標とした。(R2:42.78%、R3:34.31%、R4:38.82%、R5:45.58%、R6:40.27%)															

介護保険料		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	98.64	98.85	99.19	99.20	—	—	—	—								
	現年分	99.45	99.60	99.66	99.67	—	—	—	—								
	滞納繰越分	23.30	27.06	27.07	27.08	—	—	—	—								
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	98.92	○	99.10	○	99.16	×	99.20	→	99.21	—	99.22	—	99.23	—	99.24	—
	現年分	99.62	○	99.66	○	99.66	○	99.67	→	99.68	—	99.69	—	99.70	—	99.71	—
	滞納繰越分	27.74	○	29.31	○	22.08	×	27.08	→	27.09	—	27.10	—	27.11	—	27.12	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成:【7位】		達成:【7位】		(見込) 未達成		目標値 据置き		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		・現年分は、Web口座振替受付サービスの周知による口座振替の勧奨により口座振替率が11月末現在39.92%で昨年同時期(36.98%)と比べ2.94%増加しており、前年度と同程度の収納率となる見込みである。 ・滞納繰越分は、収納未済額の縮減により恒常的に納付資力が無いものが滞納者の多くを占める状況となっており、収納率の上昇が見込めず下回る見込みである。滞納整理強化期間(11月から1月)において、文書催告の封筒を視認性が高まるよう変更したり、電話による滞納折衝も強化しており、引き続き収納率の向上を図るよう滞納整理を進めていく。															
R8目標設定の理由		・現年分は、引き続き収納率の向上のため口座振替の勧奨を進めるため第4次行財政改革前期実施計画の目標値を据え置きとした。 ・滞納繰越分は、今年度達成が困難な状況であるが財産調査及び滞納処分の取り組みを進めていき前期実施計画の目標を達成したく据え置きとした。															
R9~R12目標設定の理由		・現年分は、令和12年度までに政令指定都市における令和6年度第1位の99.70%(名古屋市)を超えるようにした。(令和6年度静岡市第4位99.66%) ・滞繰分は、収入未済額の縮減を図るために引き続き財産調査を実施し、納付資力に応じた滞納処分の取り組みを進めていくことし目標を引き上げた。															

市立清水病院 診療収入等		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	95.13	95.31	95.36	95.39	—	—	—	—	—	—	—					
	現年分	99.53	99.54	99.55	99.56	—	—	—	—	—	—	—					
	滞納繰越分	8.68	8.69	8.70	8.71	—	—	—	—	—	—	—					
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	95.11	×	95.28	×	95.37	○	95.66	↑	95.76	—	95.86	—	95.96	—	96.06	—
	現年分	99.37	×	99.41	×	99.52	×	99.52	↓	99.53	—	99.54	—	99.55	—	99.56	—
	滞納繰越分	11.40	○	7.77	×	8.73	○	8.74	↑	8.75	—	8.76	—	8.77	—	8.78	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		未達成 【データなし】		未達成 【データなし】		(見込) 達成		目標値 上方修正		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・現年分収納率及び滞納繰越分収納率については、11月末までの収納率の推移から推計した。 ・現年分は、収納率向上のため未収金の発生防止の取り組みとして、「マイナ保険証利用」の推奨(チラシの配布、院内掲示等)を行い、令和6年度実績値(99.41%)を上回る見込みではあるが、現年分を分割納付している患者の内、11月末時点で完納した割合を前年同時期と比較すると、12ポイント余り下回っている。(令和6年度11月末15.15%、令和7年度11月末3.09%)これは、物価高の影響によって、1回あたりの支払額を少額で誓約することで、分納回数が増え、年度内に完納されないことにより、令和7年度目標値(99.55%)を若干下回る見込みの要因となっている。このため、令和8年度では、全庁的に取り組んでいる「滞納整理強化期間」とは別に当課独自の「滞納整理強化期間」を設定して、催告強化や分納管理の徹底を図っていく。 ・滞納繰越分は、未収金の縮減に向けた取り組み強化に努め、催告や支払督促制度の活用を実施していることで、収納率は前年同時期の実績値を上回っており、令和7年度目標値を達成する見込みである。 															
R8目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・合計は、他都市からの照会(令和6年度合計収納率状況)の集計結果から、13都市21医療機関中、当院は13位であった。この結果を踏まえて、12位の収納率95.60%を超える目標値とする。 ・現年分は、令和7年度推計値(99.52%)が令和7年度目標値(99.55%)を下回る見込みのため、令和8年度目標値を令和7年度推計値の99.52%とし、令和8年度の目標値を下方修正する。 ・滞納繰越分は、令和7年度推計値(8.73%)が令和8年度目標値(8.71%)を上回る見込みのため、令和8年度の目標値を上方修正する。 															
R9~R12目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・合計は、他都市からの照会(令和6年度合計収納率状況)の集計結果を踏まえて、令和12年度の目標値を12位の収納率95.60%を超える目標値とする。 ・現年分について、令和5年度及び令和6年度実績は、目標値を達成することが出来なかった。また、令和7年度推計値についても目標値を下回る見込みではあるが、令和9年度以降の目標値は、令和8年度目標値99.52%から毎年0.01ポイント上げることとし、99.56%を目標とする。 ・滞納繰越分についても、令和8年度目標値8.74%から毎年0.01ポイント上げることとし、8.78%を目標とする。 															

生活保護費 返還金、徴収金等		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	分納率(合計)	77.00	79.00	81.00	83.00	—	—	—	—	—	—	—					
	分納率(合計)	77.60	○	79.53	○	77.40	×	79.55	↓	80.48	—	81.50	—	82.34	—	83.00	—
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)																	
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成 【データなし】		達成 【データなし】		(見込) 未達成		目標値 下方修正		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の分納率は、11月末までの実績に加えて、滞納整理強化期間を10月から12月まで例年実施し、年度後半に分納率が高くなる傾向であることから、12月以降は過年度実績を基に推計した。 ・令和7年11月末までの実績は前年比で下回っており、目標値を下回ると見込んでいる。債務者が分納に応じないなど分納困難なケースが例年より多かったことが影響していると考えている。 ・分納率を債権管理の目標とするのは本市独自の取組であるため、自治体間での比較ができず、手探りの状況で進めている。これまでは、令和8年度に分納率が83.00%となるよう毎年2%ずつ増加させた目標値を設定し取り組んできたが、分納が困難なケースが一定数いることを考慮すると、目標設定値を再考する必要があると考える。 															
R8目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の分納率は目標に達しない見込みであるが、分納が困難なケースに対しては、ケースワーカーのみならず査察指導員も同席し分納を促す取組を実施し、令和8年度の目標数値は過去最高実績である令和6年度の実績水準を設定する。 															
R9~R12目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> ・前期実施計画で令和8年度の目標としていた分納率83.00%を、令和12年度に83.00%となるよう計画して目標値を設定した。 															

母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金 元金・利子・違約金		前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)			推進プラン (R8～R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	40.25	40.39	40.63	40.93	—	—	—	—								
	現年分	85.08	85.60	86.12	86.64	—	—	—	—								
	滞納繰越分	9.67	9.72	10.35	10.40	—	—	—	—								
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	38.84	×	39.97	×	40.37	×	40.62	↓	40.97	—	41.40	—	41.92	—	42.52	—
	現年分	83.97	×	84.22	×	84.42	×	85.11	↓	85.81	—	86.51	—	87.22	—	87.94	—
	滞納繰越分	10.43	○	11.70	○	11.33	○	11.36	↑	11.39	—	11.43	—	11.46	—	11.49	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		未達成:【12位】		未達成:【13位】		(見込) 未達成		目標値 下方修正		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> 令和7年11月分までは実績、12月以降は例年年度後半の収納率が高くなる傾向にあること、また、滞納整理強化期間の取り組みを例年同様に実施できていることから、過去実績を基に推計した。 現年分については、令和6年度の実績値(84.22%)は超えるものの、令和7年度の目標値(86.12%)には達しない見込みである。これは、貸付額の95%を占める修学資金は、高校や大学を卒業してから償還が始まるため、借受人や、連帯借受人である就学者本人(こども)の借入認識のなさや償還意識の低さ等が原因と考えられる。この対策として、借受人に対しては、償還が開始する年度以降、年度当初に「償還予定通知」を送付することで償還意識を高める、滞納が発生した場合は、借受人に対して早期に電話催告を行い、反応がなければ、連帯借受人にも催告をするなど、滞納が長期化してしまうことを未然に防止する取り組みを強化。また、連帯借受人に対しては、令和6年度より貸付時の面談で、制度説明を実施し、資金借入と償還義務について確認しており、今後も実施を徹底することで、将来の収納率向上に効果があると考えている。 滞納繰越分については、サービスへの委託範囲を拡大して早期からサービスによる催告等を実施し、令和7年度の目標値(10.35%)を上回る見込みである。 															
R8目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> 現年分については、未収金の発生防止・早期回収に向けた取り組みの継続・強化により、また、滞納繰越分については、サービスによる催告の継続、回収の見込みがない債権の放棄等、適正な債権管理の強化により、収入未済額の縮減を進めることで、いずれの収納率も前年度を上回ると見込んでいる。 具体的な目標値については、令和7年度の収納率見込みや過去実績を踏まえて推計した。 															
R9～R12目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度以前から実施している取り組みの効果が表れてくると見込み、収納率は上昇傾向となるものと見込んでいる。 具体的な目標値については、令和7年度の収納率見込みや過去実績を踏まえて推計した。なお、政令市の収納率の平均は令和6年度実績で41.4%であり、静岡市はこれをやや下回る状況であるが、目標値を達成することにより、政令市平均は上回る見込みである。 															

水道料金		前期実施計画(第4次) (R5～R7年度)			推進プラン (R8～R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	98.25	98.50	99.15	98.89	—	—	—	—								
	現年分	99.16	99.39	99.71	99.51	—	—	—	—								
	滞納繰越分	44.65	45.34	33.06	36.69	—	—	—	—								
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9～12年度:新規設定 (%)	合計	98.33	○	99.04	○	99.16	○	99.26	↑	99.27	—	99.29	—	99.35	—	99.36	—
	現年分	99.09	×	99.69	○	99.71	○	99.71	↑	99.72	—	99.73	—	99.73	—	99.74	—
	滞納繰越分	51.58	○	57.31	○	33.61	○	28.79	↓	30.09	—	29.80	—	26.97	—	31.61	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成:【17位】		達成:【15位】		(見込) 達成		目標値 上方修正		—		—		—		—	
R7収納率見込みの背景		<ul style="list-style-type: none"> 現年分は、納付環境の利便性の向上等により11月末時点98.39%となり、前年同月比で0.84ポイント向上して順調である。今後の推移から令和7年度収納率は、99.71%を見込んでいる。 滞納繰越分は、納付指導等の結果、11月末時点の収納率は28.20%で目標に向けて順調である。今後の推移から令和7年度収納率は、33.61%を見込んでいる。 															
R8目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> 現年分は、令和8年度中に料金改定による料金増額が検討されているが、これまでの取組を継続して前年度同率の維持を見込んでいる。 滞納繰越分は、現年分収納率の向上の結果、令和8年5月までに収入される令和7年度調定分が増えて、滞納繰越分として6月以降に収入される調定分が減ることから、減少するものと見込んでいる。 															
R9～R12目標設定の理由		<ul style="list-style-type: none"> 現年分は、他政令市の推移を参考にすると、収納率99.70%台では急伸は難しく、微増や料金改定年度は維持で推移するよう見込んでいる。 滞納繰越分は、現年分収納率の向上により全体の推移として収納率自体は減少傾向だが、令和8年度及び令和11年度に検討される料金改定の増額の影響でその翌年度の令和9年度及び令和12年度は滞納繰越分が増える見込んでいる。 令和12年度の合計収納率として政令指定都市10位以内を目指していく。 															

下水道使用料		前期実施計画(第4次) (R5~R7年度)			推進プラン (R8~R12年度)												
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12								
目標値 (%)	合計	98.21	98.49	99.05	98.71	—	—	—	—								
	現年分	99.17	99.41	99.70	99.51	—	—	—	—								
	滞納繰越分	41.05	41.43	30.44	30.62	—	—	—	—								
R5,6年度:実績 R7年度:実績見込み R8年度:見直し後 R9~12年度:新規設定 (%)	合計	98.24	○	98.90	○	99.07	○	99.19	↑	99.20	—	99.22	—	99.28	—	99.29	—
	現年分	99.12	×	99.68	○	99.70	○	99.70	↑	99.71	—	99.72	—	99.72	—	99.73	—
	滞納繰越分	47.49	○	48.76	○	33.12	○	26.31	↓	29.90	—	29.25	—	26.58	—	30.67	—
目標達成結果 ※【】は政令市順位		達成:【17位】		達成 【データなし】	(見込) 達成	目標値 上方修正		—		—		—		—			
R7収納率見込みの背景		<p>・現年分は、水道料金の同様の取組で、11月末時点の収納率は、98.35%となり、前年同月比0.71ポイント向上して順調である。今後の推移から令和7年度収納率は、99.70%を見込んでいる。</p> <p>・滞納繰越分は、11月末時点の収納率は26.51%となり目標に向けて順調である。今後の推移から令和7年度収納率は33.12%を見込んでいる。</p>															
R8目標設定の理由		<p>・現年分及び滞納繰越分も水道料金と同様に見込んでいる。</p>															
R9~R12目標設定の理由		<p>・現年分及び滞納繰越分も水道料金と同様に見込んでいる。</p>															

- 1 会議の開催 定例:3回(6月、10月、1月を予定)
臨時:随時

2 事業内容

(1)債権管理の総括に関すること

	主な審議及び報告項目	対 象
第1回	【報告】令和7年度収入未済額縮減に向けた取組等結果報告 ・滞納整理強化期間実施結果 ・債権管理ヒアリング所管課取組結果	主要債権
	【審議】令和8年度主要債権取組方針	主要債権(所管局長説明)
第2回	【審議】位置付けを変更する債権について	主要債権及びその他債権
	【報告】令和7年度決算における収入未済額の状況	令和7年度決算で収入未済が生じている全債権
	【報告】令和7年度収納率等の実績評価及び令和8年度の課題	主要債権(所管局長説明)
	【報告】令和8年度滞納整理強化期間実施計画の策定	主要債権(所管局長説明)
	【報告】令和8年度ヒアリング実施結果	令和7年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
	【報告】令和8年度債権管理研修実績	
第3回	【審議】(仮称)静岡市行財政改革推進プランを踏まえた指標(目標収納率)	主要債権(所管局長説明)
	【審議】令和9年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	【審議】債権の放棄に関する審議	非強制徴収債権のうち、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

※主要債権:市税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市立清水病院診療収入等、生活保護費返還金、同徴収金、
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子、同違約金、水道料金、下水道使用料

(2)債権の管理に関する研修の実施

No.	時期	研修名	講師 対象	上段:R8受講見込 <単位:人> 下段:R7受講見込 ※()はR7受講実績		
				税務部	税外	合計
1	5月	徴収事務・滞納整理事務の基礎、徴収職員の心構え	講師:滞納対策課職員 対象:全債権【新人・新任対象】	33 32(33)	32 32(30)	65 64(63)
2	5月	債権管理とは	講師:滞納対策課職員 対象:全債権【新人・新任対象】	33 32(33)	35 32(35)	68 64(68)
3	5月	債権回収に係る滞納者との折衝方法	講師:滞納対策課職員 対象:全債権【新人・新任対象】	10 10(10)	33 32(33)	43 42(43)
4	5月	給与又は年金の調査及び差押え	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権【新人・新任対象】	12 12(9)	12 12(10)	24 24(19)
5	5月	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権【新人・新任対象】	13 13(9)	11 11(11)	24 24(20)
6	6月	初任者向け滞納整理研修	講師:外部講師 対象:強制徴収公債権【新人・新任対象】	10 10(10)	18 13(18)	28 23(28)
7	6月	組織的滞納整理における係長の役割	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権【新任係長】	5 4(5)	6 5(6)	11 9(11)
8	7月	適正な債権管理事務とは	エスナビ 対象:新規採用職員及び希望職員 ※R7は対象を全職員(見込)から上記対象に変更	24 111(24)	219 1,616(219)	243 1,727(243)
9	8月	搜索について	講師:滞納対策課職員 対象:強制徴収公債権	16 16(10)	11 6(11)	27 22(21)
10	7~9月	自治体における債権回収 ~債務の承継と相続人への請求について~	講師:弁護士 対象:全債権【新人・新任対象】	9 6(9)	43 19(43)	52 25(52)
11	★新規企画 7~9月	非強制徴収債権における債権回収 ~強制執行について~	講師:弁護士 対象:非強制徴収公債権及び私債権【新人・新任対象】	- -()	40 -()	40 -()
12	7~9月	静岡市債権の管理に関する条例に基づく 債権放棄について	講師:弁護士 対象:非強制徴収公債権及び私債権【新人・新任対象】	- -()	37 36(37)	37 36(37)
延べ人数				165 246(152)	497 1,814(453)	662 2,060(605)

債権の放棄に関する審議

資料3

審議概要

非強制徴収債権の権利の放棄(債権放棄)は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により本来議決案件ですが、債権管理上、しかるべき対応が実施されたにも関わらず、回収の見込みがなく債権放棄せざるを得ないことが明らかな場合に限り「静岡市債権の管理に関する条例」による放棄が認められています。

各委員には「議案書」に沿って、条例に規定する放棄要件との適合性などの観点から、当該債権を放棄することの適否について審議していただきます。

○静岡市債権の管理に関する条例(抜粋)

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該非強制徴収債権について、その責任を免れたとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は自治令第171条の4の規定による債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該非強制徴収債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、その債務の履行の見込みがないと認められるとき。
- (4) 当該非強制徴収債権について、自治令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった場合で、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後に、なお履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
- (5) 当該非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要する債権に限る。)について、消滅時効の期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。)

令和7年度 債権の放棄に関する総括表

1 債権別・放棄理由別一覧(議案別)

議案番号	債権の名称	法的区分及び消滅時効の期間	人数(人)	件数(件)	放棄金額(円)	放棄の理由(第7条該当号)	所管課
1	老人保護措置費負担金	公債 5年	1	7	834,896	1号	高齢者福祉課
2	急病センター使用料(診療収入等)	私債 3年又は5年	1	1	9,930	5号	保健衛生医療課
3	診療収入等	私債 3年又は5年	2	5	180,580	1号	清水病院医事課
4	診療収入等	私債 3年又は5年	36	150	5,976,755	5号	清水病院医事課
5	食材料費実費徴収分(雑入)	私債 5年又は10年	12	68	39,680	4号	こども未来課
6	食材料費実費徴収分(雑入)	私債 5年又は10年	1	2	6,550	5号	こども未来課
7	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金	私債 5年又は10年	1	72	430,695	1号	こども家庭福祉課
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金元金・利子・違約金	私債 5年又は10年	3	954	6,168,248	5号	こども家庭福祉課
9	児童扶養手当過払金	公債 5年	1	1	1,983,800	4号	こども家庭福祉課
10	市営住宅使用料	私債 5年	1	3	26,650	1号	住宅政策課
11	市営住宅使用料	私債 5年	12	572	9,509,415	5号	住宅政策課
12	住宅費雑入(損害賠償金)	私債 10年	1	16	309,148	5号	住宅政策課
13	市営住宅駐車場使用料	私債 5年	1	113	455,989	5号	住宅政策課
14	汚水処理場使用料	私債 5年	6	318	1,152,485	5号	住宅政策課
15	水道料金	私債 2年又は5年	39	123	578,737	1号	お客様サービス課
16	水道料金	私債 2年又は5年	15	78	188,542	3号	お客様サービス課
17	水道料金	私債 2年又は5年	173	674	1,997,832	4号	お客様サービス課
18	水道料金	私債 2年又は5年	972	2,677	8,663,598	5号	お客様サービス課
計	-	-	1,278	5,834	38,513,530	-	-

※令和2年4月1日の民法改正により、令和2年4月1日以降に契約して発生した私債権の消滅時効期間は原則5年になりました。

2 放棄理由による内訳

放棄の理由(条例第7条該当号)	人数(人)	件数(件)	放棄金額		前年度放棄実績金額(円)	対前年比
			(円)	構成比		
第1号(破産等による免責)	44	210	2,051,558	5.33%	3,869,601	53.02%
第3号(法的手続後の残額)	15	78	188,542	0.49%	209,620	89.94%
第4号(徴収停止後相当期間を経過)	186	743	4,021,312	10.44%	4,484,924	89.66%
第5号(消滅時効の期間を経過)	1,033	4,803	32,252,118	83.74%	26,840,340	120.16%
計	1,278	5,834	38,513,530	100.00%	35,404,485	108.78%

3 債権放棄の額、件数の推移(第3回債権管理委員会審議時点)



このグラフは、各年度の第3回債権管理委員会の審議時点の債権放棄議案の金額、件数をもとに作成しており、実際に債権放棄した内容の実績とは、一部異なる場合があります。

令和 7 年度第 3 回
静岡市債権管理委員会

議案書

議案第 1 号

老人保護措置費負担金の債権の放棄について

所管課名 高齢者福祉課

債権の名称	老人保護措置費負担金
放棄しようとする 債権の額（内容）	834,896 円 （令和 5 年 10 月から令和 6 年 4 月までの未納分）
人数（件数）	1 人（7 件）
放棄の理由	<p>債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当）</p> <p>[免責の事実確認]</p> <p>免責許可決定通知書の写しにより確認した。</p>

議案第 2 号

急病センター使用料（診療収入等）の債権の放棄について

所管課名 保健衛生医療課

債権の名称	急病センター使用料（診療収入等）
放棄しようとする 債権の額（内容）	9,930 円（令和 2 年 5 月の未納分）
人数（件数）	1 人（1 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第3号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	180,580円 （令和5年7月から令和6年4月までの外来及び入院診療費） 【参考】一人当たりの最高額 105,600円 最低額 74,980円
人数（件数）	2人（5件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写しにより確認した。

議案第 4 号

診療収入等の債権の放棄について

所管課名 清水病院 医事課

債権の名称	診療収入等
放棄しようとする 債権の額（内容）	5,976,755 円 （平成 10 年 8 月から平成 27 年 4 月までの外来及び入院診療費） 【参考】一人当たりの最高額 509,540 円 最低額 61,400 円
人数（件数）	36 人（150 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（3 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当）</p> <p>[居所不明（日本人）] 2 人（2 件）155,840 円</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 時効期間が経過した理由は、債務者が居所不明のため。 2 各区の戸籍住民課に公用照会するも住民票の異動がなく、現地調査するも居所不明であった。 <p>[その他] 34 人（148 件）5,820,915 円</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第 5 号

食材料費実費徴収分（雑入）の債権の放棄について

所管課名 こども未来課

債権の名称	食材料費実費徴収分（雑入）
放棄しようとする 債権の額（内容）	39,680 円 （令和元年 10 月から令和 6 年 3 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 6,630 円 最低額 490 円
人数（件数）	12 人（68 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>地方自治法施行令第171条の5第3号該当 催告等を行うも支払がなく、債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第6号

食材料費実費徴収分（雑入）の債権の放棄について

所管課名 こども未来課

債権の名称	食材料費実費徴収分（雑入）
放棄しようとする 債権の額（内容）	6,550円 （令和2年7月から令和2年9月までの未納分）
人数（件数）	1人（2件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（5年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第5号に該当）</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第7号

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元金・利子・違約金の債権の放棄について

所管課名 こども家庭福祉課

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元金・利子・違約金
放棄しようとする 債権の額（内容）	430,695 円（内、元金 276,906 円、利子 1,889 円、違約金 151,900 円） （平成7年9月から平成27年2月までの未納分）
人数（件数）	1人（72件）
放棄の理由	債務者が破産法等法令の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第1号に該当） [免責の事実確認] 公告（官報）により確認した。

議案第 8 号

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元金・利子・違約金の債権の放棄について

所管課名 こども家庭福祉課

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 元金・利子・違約金
放棄しようとする 債権の額（内容）	6,168,248 円（内、元金 6,164,940 円、違約金 3,308 円） （平成 6 年 4 月から平成 25 年 9 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 2,677,296 円 最低額 1,612,952 円
人数（件数）	3 人（954 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（10 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第9号

児童扶養手当過払金の放棄について

所管課名 こども家庭福祉課

債権の名称	児童扶養手当過払金
放棄しようとする 債権の額（内容）	1,983,800円 （平成27年10月から令和元年12月過払い分）
人数（件数）	1人（1件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第7条第4号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債務者が死亡し、相続人にあつては相続放棄若しくは死亡しているため、徴収停止の措置をとった。（地方自治法施行令第171条の5第2号該当） 2 戸籍調査により関係人の死亡を確認し、家庭裁判所発出の相続放棄申述受理通知書で、相続放棄を確認した。

議案第 10 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	26,650 円 （令和 6 年 7 月から令和 6 年 9 月までの未納分）
人数（件数）	1 人（3 件）
放棄の理由	<p>債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。</p> <p>（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号に該当）</p> <p>〔免責の事実確認〕</p> <p>破産手続に関する裁判所の通知及び官報により確認した。</p>

議案第 11 号

市営住宅使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	9,509,415 円 （平成 3 年 2 月から令和 2 年 11 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 2,817,300 円 最低額 26,000 円
人数（件数）	12 人（572 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 12 号

住宅費雑入（損害賠償金）の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	住宅費雑入（損害賠償金）
放棄しようとする 債権の額（内容）	309,148 円 （平成 26 年 4 月から平成 27 年 7 月までの未納分）
人数（件数）	1 人（16 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（10 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当）</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第 13 号

市営住宅駐車場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	市営住宅駐車場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	455,989 円 （平成 22 年 10 月から令和 2 年 2 月までの未納分）
人数（件数）	1 人（113 件）
放棄の理由	<p>消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当）</p> <p>時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。</p>

議案第 14 号

汚水処理場使用料の債権の放棄について

所管課名 住宅政策課

債権の名称	汚水処理場使用料
放棄しようとする 債権の額（内容）	1, 152, 485 円 （平成 4 年 7 月から令和 2 年 8 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 425, 680 円 最低額 730 円
人数（件数）	6 人（318 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（5 年）が経過し、債権の回収が見込まれないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号に該当） 時効期間が経過した理由は、滞納整理事務を継続して行うも、折衝機会が得られず、また、時効援用の意思を確認することも困難なため。

議案第 15 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	578,737 円 （令和元年 11 月から令和 7 年 6 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 141,826 円 最低額 711 円
人数（件数）	39 人（123 件）
放棄の理由	債務者が破産法の規定により債権について責任を免れ、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 1 号該当） [免責の事実確認] 免責許可決定通知書の写し又は官報により確認した。

議案第 16 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	188,542 円 （平成 29 年 9 月から令和 6 年 12 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 57,686 円 最低額 1,588 円
人数（件数）	15 人（78 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 2 の規定による強制執行等の手続き又は同令第 171 条の 4 の規定による債権の申出等の措置をとっても、なお債権の回収が見込まれないため。</p> <p>（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 3 号に該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>訴訟手続きにより債務名義を取得するも、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり資力回復が見込めないため。</p> <p>破産手続開始の決定を受けたことを知り、法令の規定により債権の申出の措置をとるも、破産手続の廃止の決定があり、残債務について履行の見込みがないと認められたため。</p>

議案第 17 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	1,997,832 円 （平成 27 年 10 月から令和 6 年 7 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 408,985 円 最低額 960 円
人数（件数）	173 人（674 件）
放棄の理由	<p>地方自治法施行令第 171 条の 5 の規定による徴収停止の措置をとった後、相当の期間を経過し、債務が履行される見込みがないため。 （静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 4 号該当）</p> <p>[債権の管理の経過]</p> <p>1 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号該当 8 人（35 件） 512,613 円 破産手続廃止決定を受けた又は所在不明になり水道契約を中止した法人について、現地調査等により、業務を停止しており事業再開の見込みがないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p> <p>2 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 2 号該当 32 人（260 件） 784,819 円 住民票調査により居所不明であることを確認したため、徴収停止の措置をとった。</p> <p>3 地方自治法施行令第 171 条の 5 第 3 号該当 133 人（379 件） 700,400 円 催告等を行うも支払がなく、債権額が取立てに要する費用に満たないと認められたため、徴収停止の措置をとった。</p>

議案第 18 号

水道料金の債権の放棄について

所管課名 お客様サービス課

債権の名称	水道料金
放棄しようとする 債権の額（内容）	8,663,598 円 （平成 21 年 9 月から令和 2 年 10 月までの未納分） 【参考】一人当たりの最高額 657,680 円 最低額 130 円
人数（件数）	972 人（2,677 件）
放棄の理由	消滅時効の期間（2 年）が経過し、債務が履行される見込みがないため。（静岡市債権の管理に関する条例第 7 条第 5 号該当） 時効期間が経過した理由は、折衝機会が得られなかったことによる。時効援用の意思を確認することも困難なため債権を放棄する。

静岡市債権管理委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、庁内の連携、情報の共有等を通じた総括的な債権の管理を行うことにより、本市の債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、もって市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、静岡市債権管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 債権管理の総括に関すること。
- (2) 債権管理の組織及び体制の整備に関すること。
- (3) 債権管理に係る重要な方針の決定に関すること。
- (4) 債権の処理に係る審議に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の債権管理に関し必要があると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、委員には財政局長、葵区長、駿河区長、清水区長、保健福祉長寿局長、こども未来局長及び上下水道局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財政局長の職にある委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事のうち議決を要するものについては、出席した委員の過半数の賛成で決定しなければならない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を調査し、及び研究するため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は財政局税務部滞納対策課債権管理担当課長の職にある者を、部会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会で調査し、及び検討する事項に関連する主管の職員を臨時の部会員として指名し、加えることができる。
- 5 前条の規定は、検討部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「検討部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(作業部会の設置)

第7条 検討部会の部会長は、第2条各号に掲げる事項に係る資料の収集、作成等を行うため、検討部会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、検討部会の部会長が定める。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、財政局税務部滞納対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのあるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。(追加)

別表（第6条関係）

財政局税務部税制課長
財政局税務部納税課長
財政局税務部滞納対策課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課長
保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉債権収納対策課長
保健福祉長寿局清水病院事務局医事課長
こども未来局こども家庭福祉課長
会計室次長
上下水道局経営管理部お客様サービス課長

(追加)